特定事業所集中減算の手続き等の流れについて（令和６年度前期分）

事業所の所在する市町村は、藤沢市ですか。

いいえ → 藤沢市への報告は不要です。

はい ↓

判定期間（令和６年３月１日～８月３１日）に作成された居宅サービス計画について、「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」を作成してください。

↓

報告書を作成した結果、各サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の紹介率最高法人の割合が、いずれか１つのサービスでも80%を超えていますか。

はい ↓

次の書類を藤沢市に提出してください。

（１）「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書（令和６年度 前期用）」（以下「報告書」という。）

（２）「正当な理由の有無に関する申出書」（以下「申出書」という。）

（３）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（※）

（４）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（※）

（※）特定事業所集中減算の適用区分が「あり」から「なし」になる場合又は、「なし」から「あり」に変更となる場合のみ提出してください。※変更がない場合は、提出不要です。

【提出期限】令和６年９月１５日（日）

【提出方法】【e-KANAGAWA】による電子申請

いいえ ↓

「特定事業所集中減算の適用状況に係る報告書」を藤沢市に提出する必要はありません。ただし、事業所において２年間保管してください。

「正当な理由の有無に関する申出書」は作成する必要はありません。

↓

藤沢市において、「藤沢市指定居宅介護支援における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準」に基づき、「正当な理由」のいずれかのケースに該当するか否かの審査を行います。※報告書の記載内容及び関連事項について、事業所に問い合わせを行う場合があります。

審査結果は、原則として、令和６年１０月下旬を目途に通知します。

減算対象外 ↓

報告書及び申出書の控えを、事業所において２年間保管してください。

減算対象 ↓

令和６年10月～令和７年３月サービス提供分の報酬について、減算請求を行ってください。

報告書等は、提出前に必ず控えをとり、記入内容の根拠となる書類（記入済の「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書」など）と一緒に、事業所においてで保管してください。運営指導等の際に確認を行います。